

# 非常通信協議会組織図

## 中央非常通信協議会

事務局所在地：東京

結 成 区 域：全国

## 地方非常通信協議会

事務局所在地：札幌、仙台、東京、長野、金沢、名古屋、大阪、広島、松山、熊本、那覇

結 成 区 域：各総合通信局の所管する区域

## 地区非常通信協議会

事務局所在地：原則として地方非常通信協議会所在地とする。

結 成 区 域：原則として各都道府県を単位とする。

※ 地方及び地区非常通信協議会の運営は、都道府県等の協力を得て実施されています。

### (参考)【非常通信協議会】

電波法74条に規定する通信(非常の場合の無線通信)の円滑な運用を図ることを目的として昭和26年7月に設立され、総務省が中心となり、国・都道府県・市町村のほか非常通信に関係の深い機関により構成。非常通信協議会は、中央非常通信協議会(会長:総務省総合通信基盤局長)のもと、11の地方非常通信協議会、21の地区非常通信協議会によって組織。

なお、信越管内において地区非常通信協議会は組織されていません。